

令和4年(2022年)7月26日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う利用者負担額(保育料)について

日頃より保育所等の運営ならびに新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

令和4年(2022年)7月25日に「保育所等における新型コロナウイルス感染者発生時の対応の変更について」で通知いたしました、保育料の日割り減免について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 減免対象者及び減免対象期間

##### 【新たに追加された減免対象者】

感染者が発生した0～2歳児クラスの園児で、感染者の最終登園日を0日として5日間の間に自主的に登園を控えた期間。(※感染者と同クラスの園児及びそのきょうだいのみ減免対象となりますので御注意ください。)

##### 【参考:これまでの減免対象者】

- ・施設において臨時休園等が発生し保育の提供ができない場合
- ・園児本人が陽性又は濃厚接触者となった場合
- ・同居家族が濃厚接触者となったことにより欠席した場合(きょうだい関係であわせて欠席した場合等)

#### 2 手続方法

減免申請をする対象月の翌月10日までに「利用者負担額(保育料)減免申請書」を利用施設に提出してください。

※事前に利用施設に登園自粛する旨の連絡をしてください。

#### 3 減免後の保育料の計算方法

月額保育料×その月の登園自粛により欠席した日を除く開所日数÷25

#### 4 還付時期(予定)

減免申請書の提出月の翌々月に※御登録いただいている口座へお振込みいたします。また、保育幼稚園課に還付口座を登録されていない場合は、別途「支払金口座振替依頼書」が必要となりますので、利用施設に御確認願います。

※減免額の確定及び返還には一定の期間を要することが見込まれるため、あらかじめ御承知おきください。

##### 【問い合わせ先】

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課 入所担当

電話 042-620-7369(直通)